

後見支援預金

令和4年4月1日現在

商 品 名	後見支援預金
販 売 対 象	家庭裁判所から後見支援預金新規契約に係る「指示書」の交付をうけた個人の方
期 間	期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 付利単位	・ 家庭裁判所が交付した「指示書」に基づき随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位 ・ 100円
払 戻 方 法	家庭裁判所が交付した「指示書」に基づき払戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の普通預金金利を適用します。 ・ 年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算
税 金	2013年(平成25年)1月1日から2037年12月31日までの25年間、所得税に復興特別所得税が追加され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）が課税されます。
手 数 料	手数料は不要です。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	家庭裁判所が発行した「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。 定期交付金の振替による手数料はかかりません。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	<苦情処理措置> 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又は当金庫お客様相談窓口（9時～17時、電話：0765-24-1916）までお申し出ください <紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談窓口若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・ 口座取引店の窓口でのお取扱となります。 ・ 家庭裁判所が交付した交付「指示書」による預入・払戻しのため、口座振替（公共料金等の自動支払い及び給与、年金、配当金、公社債等の自動受取等）はご利用できません。 ・ 普通預金での取扱とし、総合口座の取扱はできません。 ・ キャッシュカードのご利用はできません。 ・ この口座でのWebバンキング契約はご利用いただけません。 ・ 預金保険制度の付保対象預金であり、預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。

預-15